

# 福祉サービス第三者評価 評価結果報告書

中央児童相談所一時保護所 御中

2021年3月

株式会社ユーズキャリア

## 評価結果

事業所名	埼玉県中央児童相談所一時保護所
理念	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安心、安全な生活環境の保障</li> <li>・保護児童の権利擁護</li> </ul>
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故のない安心、安全な一時保護所の運営</li> <li>・保護児童の実情に合わせた処遇</li> <li>・保護児童及び職員の権利擁護意識の醸成</li> </ul>

評価機関名	株式会社ユーズキャリア
評価実施期間	令和3年2月27日～令和3年3月26日
評価方法と基準	<p>・一時保護所自己評価シート、児童へのアンケートに基づき総合的に評価する。</p> <p>・各評価項目は、判断基準と評価の視点・ポイントに基づき評価する。判断基準の評価は○、△、×の3段階で行う。判断基準の評価結果に基づき、総合的に64項目で構成する評価項目をs、a、b、cの4段階で評価する。</p> <p><b>【評価ランクの考え方】</b></p> <p>s：優れた取組みが実施されている（他の一時保護所が、参考にできるような取組みが行われている状態）</p> <p>a：適切に実施されている（よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態）</p> <p>b：できている（aに向けた取組みの余地がある状態）</p> <p>c：できていない（b以上の取組みとなることを期待する状態）</p>

## 1 子ども本位の養育・支援

項目	評価	判断基準1	判断基準2	判断基準3	判断基準4	判断基準5	判断基準6
No.1 子どもの権利について、子どもに対して適切に説明されているか	a	○	○				
No.2 子どもの意見等が尊重される仕組みがあるか	a	○	○				
No.3 保護開始にあたり、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか	a	○	○				
No.4 保護期間中に、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか	a	○					
No.5 保護解除について、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか	a	○	○	○	○	○	
No.6 保護解除に向けて子どもに対して必要な支援を行っているか	a	○	○	○	○		
No.7 外出、通信、面会、行動等は適切に行われているか	a	○	○	○	○		
No.8 被措置児童等の虐待防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	a	○	○	○			
No.9 子ども同士での暴力等の防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	a	○	○	○			
No.10 思想や信教の自由の保障が適切に行われているか	a	○					
No.11 性的なアイデンティティへの配慮が適切に行われているか	a	○					
No.12 子どもとの関わりにおいて、子どもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援を行っているか	a	○	○	○	○		
No.13 子どものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか	a	○	○				
No.14 子どもからの聴き取り等にあたり、子どもへの配慮や説明などが適切に行われているか	a	○	○				

### 【コメント】

権利ノートを幼児用と学齢児用に作成し、子どもの権利についてわかりやすく説明している。  
 保護所についての説明や一日のスケジュール、意見箱用の用紙も付いている。  
 苦情解決の導入として意見箱を設置して入所時にノートを配布し、用紙の活用を周知している。  
 開封は第三者（児童相談所の副所長）が行っている。  
 食事メニューや行事についての希望等が投書され、検討、反映している。  
 インテークに関しては年齢や状況について絵を用いる等わかりやすく話をし、本人、保護者に対応している。  
 一時保護の開始に当たっては保護者と面接し、不服申し立ての方法等について保護者・子どもに教示している。  
 保護期間中の子どもに対する現状や見通しについての説明はケースワーカー対応となり、一時保護所は連携、対応している。（No.3～6に関してはケースワーカーより聞き取り）  
 子どもの意向を尊重している。発達障害の児童にはその子の特性について一時保護所に情報提供を行

い、対応している。

被措置児童等虐待防止の取り組みについては入所時に「権利ノート」を渡し、丁寧にわかりやすく、どうすればよいかを伝えている。

虐待防止のための組織運営面の取り組みが行われている。

子ども同士での暴力等の防止、対応については一時保護児童の個別対応実施要領を策定し、要領に沿った対応をしている。

所長まで報告をあげ、保護所内での偏った考えにならないようにしている。

思想や宗教の自由の保障について、食事内容への配慮や宗教的問題に対応、配慮している。

性的アイデンティティの職員研修に参加し、ハード面での対応に苦慮しながらも工夫、対応している。一時保護受入れの際、担当者を決め、気持ちを聞きながら把握し、気持ちが落ち着くよう配慮している。

心理面、健康面については心理士、看護師とチームでケアをしている。

個々の子どもには常に担当者が声をかけている。

日記を書いてもらい、コメントし、気持ちの安定につなげている。

子どもが中心になる行事を毎月行い自己表現の機会を設け、自信を持てるよう取り組んでいる。

(No.14-1に関してはケースワーカーより聞き取り)

子どもが傷つかないように対応している。

## II 一時保護の環境及び体制整備

項目	評価	判断基準1	判断基準2	判断基準3	判断基準4	判断基準5	判断基準6
No.15 一時保護所としての設備運営基準は遵守されているか	a	○	○	△	○		
No.16 一時保護所は、個別性が尊重される環境となっているか	a	○	△	○			
No.17 一時保護所内の生活環境が適切に整備されているか	a	○	○	○	○	○	○
No.18 管理者としての役割が明確になっており、その責務が全うされているか	a	○	○	○			
No.19 一時保護所として、必要な適切な職員体制が確保されているか	b	△					
No.20 各職種の役割や求められる専門性・能力を考慮した人員配置が行われているか	a	○	○	○			
No.21 情報管理が適切に行われているか	a	○	○	○	○	○	
No.22 職員の専門性の向上及び意識共有のための取組みが適切に行われているか	a	○	○	○	○		
No.23 職員間での情報共有・引継等が適切に行われているか	a	○	○				
No.24 児童福祉司との連携が適切に行われているか	a	○	○				
No.25 職場環境としての法令遵守や環境改善に取り組んでいるか	a	○	○	○			
No.26 医療機関との連携が適切に行われているか	a	○	○				
No.27 警察署との連携が適切に行われているか	a	○	○	○			
No.28 施設や里親等との連携が図られているか	a	○					
No.29 子どもの養育・支援を適切に行うために、必要な関係機関との連携が適宜行われているか	a	○	○				

### 【コメント】

設備運営基準について、一部個室対応が難しい面、女子トイレと幼児のトイレが一緒等、ハード面での問題を抱えているが、プライバシーに配慮、工夫しながら運営している。

個別性の尊重に関してもその子の個別性を尊重し、安心して生活できるよう体制確保をしているが、個室が足りない現状はある。

保護所の清掃は委託業者が行い、清潔な環境を保っている。

職員や学齢児童も一緒に1日1回は拭き掃除をしている。

必要な箇所は修繕を行い、安全な環境に配慮し、月1回は修繕担当がチェックしている。

植栽やネットの取り付けで外との環境にも配慮している。

管理者は規定に準じて一時保護所全体を管理している。

コロナ対策等も行っている。

職員体制に関しては個別対応職員としての配置をしていないためすべての職種をそろえることができない現状がある（19-1、△）が、専門性を持った職員の配置はしている。

情報管理は県の情報管理に関する規定に準じて行っている。

コロナ禍で研修が中止やオンラインになる等進まなかった現状はあるが、例年は参加している。

情報共有に努め引継ぎも適切に行い、申し送り、会議での記録、引継ぎノート、日誌等も記録し、職員間で情報共有している。

日常的にケースワーカーと連携や観察会議、担当内会議を開催。職場として法令遵守に努め、職員の休暇取得促進にも取り組んでいる。

メンタルヘルスに取り組む仕組みがあり、研修を受け、取り組んでいる。

（※No.26、27、28、29はケースワーカーより聞き取り）

医療機関への受診についてはケースワーカーが対応、服薬処方等について連携と共有をしている。

ケースワーカーは警察と会議を行い、お互い連携を確認している。

一時保護所の情報を受け、連携して里親との調整、対応をしている。

学校、家庭裁判所等との連携を適切に行っている。

ケースカンファレンスを通じてうまく地域に戻れるよう支援している。

一時保護所における家裁調査官の聞き取り面接において、児童の生活の様子について説明をしている。

また、児童の在籍校に受験指導や教材の提供をしてもらっている。

警察・検察聴取がある場合には管理者、ケースワーカーに働きかけ、合同面接の実施等により、児童への負担を考慮している。

児童への負担が軽減するよう、就寝前の時間等で児童と話し合いを行う等のケアを行っている。

### III 一時保護所の運営

項目	評価	判断基準1	判断基準2	判断基準3	判断基準4	判断基準5	判断基準6
No.30 一時保護の目的に即した理念・基本方針となっているか	a	○	○				
No.31 一時保護所の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか	a	○	○	○	○		
No.32 緊急保護は、適切に行われているか	a	○	○				
No.33 一時保護所における生活面のケアは、適切に行われているか	a	○	○	○			
No.34 レクリエーションのための環境やプログラム等が適切に提供されているか	a	○	○	○			
No.35 食事が適切に提供されているか	a	○	○	○	○	○	
No.36 子どもの衣服は適切に提供されているか	a	○	○	△	○		
No.37 子どもの睡眠は適切に行われているか	a	○	○				
No.38 子どもの健康管理が適切に行われているか	a	○	○				
No.39 子どもの教育・学習支援が適切に行われているか	s	○					
No.40 未就学児に対しては適切な保育を行っているか	a	○	○				
No.41 家族等との面会や、家族等に関する情報提供等は適切に行われているか	a	○	○	○			
No.42 子どもの性的問題に対して、適切な対応が行われているか	a	○	○	○	○		
No.43 他害や自傷行為を行う可能性のある子どもに対して、適切な対応を行っているか	a	○	○	○			
No.44 無断外出を行う子どもに対して、適切な対応を行っているか	a	○	○	○			
No.45 重大事件に係る触法少年に対して、適切な対応を行っているか	a	△	○	○			
No.46 身近な親族等を失った子どもに対して、適切な対応を行っているか	a	○	○	○			
No.47 被虐待児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	a	○	○				
No.48 障害児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	a	△	○	○			

No.49 健康上配慮が必要な子どもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	a	○	○				
No.50 無断外出の防止に努めるとともに、発生時の対応は明確になっているか	a	○	○				
No.51 災害発生時の対応は明確になっているか	a	○	○	○			
No.52 感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか	a	○	○				
No.53 一時保護所の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順は明確になっているか	a	○	○	○	○		
No.54 一時保護所としての質の向上を行うための仕組みがあるか	a	○	○	△	○		

【コメント】

- ・理念は職員に周知徹底し、その他スローガンも職員向けに事務所内に掲示している。子どもに向けても学習室に目標を掲示し、日々目にするようになっている。
- ・活動や行事等が組み込まれた年間事業計画を策定している。また、行事に関して意見箱にあった児童の意見を反映できるよう努めている。実施後には振り返りを行い、次年度に向けさらに職員や児童の意向が反映できるようにしている。
- ・緊急保護にあたっては主としてケースワーカーが対応しているが（No.32に関してはケースワーカーより聞き取り）、必要に応じた対応は行っている。子どもへの説明は、年齢等に応じた分かり易い説明に努めている。
- ・生活面のケアは身体状況や生活に関する知識や習得状況を把握し、個々の子どもに合わせた対応をしている。生活習慣の習得等は繰り返し対応し、身につくよう支援している。  
レクリエーションにおいてはコロナ禍の影響で外出等ができない状況のため、子どもの希望を確認して体育館やグラウンドを開放して対応している。また、子どもの要望で行事を行っている。図書室や学習室を利用し、自由に過ごせる環境を整えている。  
食事は委託業者によって提供され、アレルギーのある児童にはお盆を変えて提供し、職員がダブルチェックをしている。児童への食事アンケートを実施し、希望のメニューを提供する機会を設けている。子どもにとって楽しみになっている。
- ・学習支援は学習指導員、学習補助員を配置し、充実した支援体制で実施している。入所時に学力査定を行い、その学力に応じたプリント等で学習し、「分かる・できた」を体験できるよう支援している。未就学児には年間保育指導指針を作成し、定期的に評価を行い、月年齢にとらわれず、発達段階に応じた対応を行っている。面会については本人の意向を確認し、ケースワーカーと連携しながら情報共有している（No.41に関してはケースワーカーより聞き取り）。
- ・性的問題に対しては個別で対応し、心理士や看護師と連携している。他害や自傷、無断外出等を行う子どもに対してはマニュアルに基づいて対応し、入所前からの情報も参考にしている。触法少年については過去6年間実績がないが、該当事例の場合には個室を利用して対応する。身近な親族等を失った子どもに対しては、本人の思いや親族の希望に添って対応している。必要児には心理士とも連携し、対応している（No.46に関してはケースワーカーより聞き取り）。被虐待児の受け入れにおいては必要に応じて個別プログラムを作成し、心理士と連携しながらケアを行っている。障害児についてはアセスメントを行い対応しているが、身体の障害の程度によっては障害児入所施設や障害者支援施設等外部で支援している。健康上配慮が必要な子どもについては、必要に応じて常に健康状態を確認し、服薬マニュアル等に基づき対応している。エピペンの使用についても支援している。
- ・無断外出の防止については「危機管理マニュアル」に沿って対応している。未然防止に向けて子ども



の様子を観察や夜間巡視等を行っている。災害対策においては月1回の避難訓練を実施、消防計画に基づいて消防署が来てのAED等の使用方法の訓練も実施している。感染予防についてはコロナ禍でもあり保護児童の状況が確認されるまでは個室で対応している。コロナ対応マニュアルも作成、常に更新している。

- ・運営・業務に関しては各種マニュアルを整備し、毎年見直しを行い、変更があった場合は更新しながら対応している。マニュアルは細分化して活用し、インシデント等があったときにはマニュアルの細部もその都度見直し、実効性を高めている。質の向上については定期的に第三者評価を実施、自己評価も行いながら業務改善に努めている。

IV 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント

項目	評価	判断基準1	判断基準2	判断基準3	判断基準4	判断基準5	判断基準6
No.55 保護開始にあたって、子どもや子どもの家庭に関する情報等が適切に把握されているか	a	○	○				
No.56 保護開始にあたり、関係機関等と連携して総合的なアセスメントを行い、支援方針を決定しているか	a	○	○				
No.57 援助指針に沿った個別ケアを行っているか	a	○					
No.58 一時保護中において、子どもの変化に応じた支援方針の見直し等が行えているか	a	○	○	○			
No.59 一時保護中の子どもについて、行動観察が適切に行われているか	a	○	△				
No.60 観察会議が適切に実施されているか	a	○	○	○			

【コメント】

保護前にケースワーカーより児童票を受け取り、児童の特徴を把握している（No.56ケースワーカーより聞き取り）。観察会議（月2回）にて処遇方針を話し合い、援助方針を策定している。  
 一時保護所では個別対応の必要な子どもに対して個別プログラムを策定している。  
 面会の希望者はその都度ケースワーカーに連絡、手紙についてはケースワーカーを通して家族に渡している。  
 観察会議や指導員・保育士会議の中で個々の状況や処遇について話し合い、必要に応じて援助方針を見直している。問題行動の場合はカンファレンスを行っている。  
 長期入所の子どもは個別援助方針の評価、見直しを行っている。  
 行動観察は経過記録に残しているが、客観的事実と所見が一部混在しているところがある。  
 観察会議に関して、現場の声として子供の様子は変わることがないので2週間に1回で適切と思われるとの声があった。  
 長期化しているケースの場合、週1回の必要性に疑問の声がある。

V 一時保護の開始及び解除手続き

項目	評価	判断基準1	判断基準2	判断基準3	判断基準4	判断基準5	判断基準6
No.61 保護開始にあたり、必要な支援が適切に行われているか	a	○	○				
No.62 一時保護中の子どもの所持物について、適切な対応が行われているか	a	○	○	○			
No.63 保護解除にあたり、関係機関等に対し、必要な情報が適切に提供されているか	a	○	○				
No.64 保護解除にあたり、子どもの所持物について、適切な対応が行われているか	a	○	○				

【コメント】

一時保護にあたり、日用品、着替え等を持っていない子どもに対し、サイズや色柄等は児童の希望をできるだけ聞いている。私服も相談に応じている。私物に関しては記録簿に記載し、袋に入れて保管している。貴重品は金庫に保管している。退所時はケースワーカーに渡している。

(No.61-1、63、64ケースワーカーより聞き取り)

## 判断基準一覧

- 1-1 子どもの権利について、子どもの年齢や理解に応じて、分かりやすく説明しているか
- 1-2 子どもの権利が侵害された時の解決方法を説明しているか
- 2-1 子どもの意見・要望・苦情等が適切に表明されるような配慮を行っているか
- 2-2 子どもの意見を尊重して一時保護等の質の向上を図る取組みが行われているか
- 3-1 一時保護の理由や目的、一時保護所での生活等について、子どもの年齢や理解に応じて分かりやすく説明し、理解を得ているか
- 3-2 不服申し立ての方法等について、保護者・子どもに示しているか
- 4-1 保護期間中に、適宜子どもに対して、現状や見通しについて説明をしているか
- 5-1 一時保護の解除にあたっては、子どもの意向、意見や気持ちを十分に聞いているか
- 5-2 一時保護解除について、伝える時期に十分に配慮しているか
- 5-3 子どもや保護者等の意見等を踏まえ、復帰時期、復帰後の生活等について十分に検討しているか
- 5-4 家庭復帰ができない場合、理由、その後の生活の見通し等を十分に伝え、子どもが納得できるよう対応しているか
- 5-5 家庭復帰ができない場合、児童養護施設の見学や里親に会えるようにしているか
- 6-1 家庭復帰に対する子どもや保護者等の心理状態に配慮しつつ、子どもや保護者等の意見を聴取しながら、復帰時期、復帰後の生活等について検討しているか
- 6-2 子どもが年齢に応じてSOSを出せるよう、エンパワメントを行っているか（幼保職員へのSOS、児童相談所全国ダイヤルの使い方の練習など）
- 6-3 里親委託や施設入所等に移行する子どもには、新たな養育場所に関する情報提供、心のケア、移行の必要性の説明等を行っているか
- 6-4 家庭復帰後も、相談や支援をしていくことを分かりやすく伝えているか
- 7-1 外出、通学、通信、面会に関する制限は、子どもの安全の確保が図られ、かつ一時保護の目的が達成できる範囲で必要最小限となっているか
- 7-2 外出、通信、面会等に関する制限を行う場合に、子どもの安全確保のため必要である旨を子どもや保護者に説明しているか
- 7-3 外出、通信、面会、行動等に関する制限を行う場合に、理由や経過等を記録しているか
- 7-4 外出、通信、面会、行動等の制限を行っている子どもがいる場合には、必要のない子どもが制限されていないか
- 8-1 被措置児童等虐待があった場合に、すぐに職員に相談できること、児童相談所等に通告・届出ができることについて、あらかじめ子どもに説明しているか
- 8-2 万一、子どもの権利が侵害される事態が生じたときの対応は適切に行われているか
- 8-3 被措置児童等虐待の防止に努める取組み等を行っているか
- 9-1 子ども同士での権利侵害がある場合は、すぐに職員に相談することをあらかじめ伝えているか
- 9-2 子ども同士での権利侵害がある場合に、すぐに対応できる体制を確保しているか
- 9-3 子ども同士での権利侵害など、子どもの健全な発達を阻害する事態の発生防止のための取組みを行っているか
- 10-1 文化、慣習、宗教等による食習慣や日課の違いなどを尊重した対応をしているか
- 11-1 性的なアイデンティティに配慮した対応をしているか
- 12-1 一時保護の受入れ可否を子どもの安全の視点で判断しているか
- 12-2 子どもが安全感や安心感、信頼感を持てる保護や療育を行っているか

- 12-3 全ての子どもが、被害を受けているまたコミュニケーションに問題がある可能性を考慮した、通常以上に配慮したケアが行えているか
- 12-4 プライバシーに配慮すべき場面では、適切な対応を行っているか
- 13-1 「あなたは大切な存在である」ことを言葉・行動でメッセージとして伝えているか
- 13-2 表現の機会を多くつくり、それを受け止められる体験を通して、自己表現を促しているか
- 14-1 子どもからの聞き取りにあたっては、子どもの人権等への配慮を十分に行っているか
- 14-2 子どもから聞いた話を、職員間及び担当児童福祉司と共有することを説明しているか
- 15-1 子どもの保護ができる場が用意できているか
- 15-2 開放的環境における対応が可能となっているか（一時保護所内での開放環境の確保・委託一時保護の活用等）
- 15-3 一時保護所の設備及び運営基準は、児童養護施設について定める設備運営基準を遵守しているか（適切な監査等を受けているか）
- 15-4 プライバシーに配慮した居室空間が提供されているか
- 16-1 束縛感がなく、個別性が尊重される環境となっているか
- 16-2 必要な子どもに対し、個室を提供できる環境があるか
- 16-3 温かい雰囲気であり、安心しb：できている（aに向けた取組みの余地がある状態）
- 17-1 日常的に清掃等がされ、衛生c：できでない（b以上の取組みとなることを期待する状態）
- 17-2 家庭的な環境となるような工夫がされているか
- 17-3 生活環境として必要な設備や什器備品等が整備されているか
- 17-4 必要な修繕等が行われているか
- 17-5 生活場面の中で、どんな外景色が見えるのか
- 17-6 外部からの視線に対する配慮が行われているか
- 18-1 管理者が一時保護所の管理・運営をリードするための環境が整っているか
- 18-2 管理者のリーダーシップのもとでの管理運営が行われているか
- 18-3 スーパーバイズができているか
- 19-1 職員配置は、児童養護施設について定める設備運営基準以上であるか
- 20-1 各職の役割や権限、責任が明確になっているか
- 20-2 専門性を要する役割には、必要な能力等を有する職員が配置されているか
- 20-3 相談援助活動の一貫性を保つよう努めているか
- 21-1 個人情報適切に取り扱われているか
- 21-2 情報の重要性や機密性を踏まえた管理を行っているか
- 21-3 書類や記録等が適切に管理・更新されているか
- 21-4 子供に関する情報について、外部機関と共有する必要が生じた場合には、子どもや保護者の同意を得ているか
- 21-5 情報管理に関する職員の理解・周知の取組みを行っているか
- 22-1 一時保護に従事する者として、守るべき法・規範・倫理等を全職員が理解するための取組みが行われているか
- 22-2 職員の専門性の向上を図るための計画的な取組みが行われているか
- 22-3 職員一人ひとりの育成に向けた取組みが実施されているか
- 22-4 職員間での指導・育成を行う仕組みがあるか
- 23-1 職員間での情報共有や引継等の仕組みがあるか

- 23-2 職員間で共有・引継する情報の内容は適切か
- 24-1 一時保護所は、児童福祉司と密接な連携が保てる範囲に設置されているか
- 24-2 入退所時や入所中の調査、診断、支援等について、児童福祉司・児童心理司やその他の各部門と十分な連携を図っているか
- 25-1 適正な就業状況が確保されているか
- 25-2 職員が働きやすい職場環境づくりの取組みがなされているか
- 25-3 福利厚生施設の充実に取り組んでいるか
- 26-1 必要な場面で、医療機関からの協力が得られているか
- 26-2 子どもの状況に応じ、児童福祉司や生活支援担当者、児童心理司、医師などのチームケアを行える体制があるか
- 27-1 警察署との連携が日頃から行われているか
- 27-2 警察の面接等に当たっては、子どもの成長・発達状況や心身の負担に十分配慮するよう、警察と十分に調整を行っているか
- 27-3 子どもに対し、警察が面接等を行う場合には、可能な限り協力しているか
- 28-1 移行前に、子どもが安心感を持てるように配慮しているか
- 29-1 必要な関係機関との連携を行う仕組みがあるか
- 29-2 関係機関とのネットワークを有効に活用できているか
- 30-1 理念・基本方針が職員に周知されているか
- 30-2 一時保護の目的（安全確保・アセスメント）に即した理念・基本方針となっているか
- 31-1 事業計画が策定されているか
- 31-2 事業計画に基づく取組みが実施されているか
- 31-3 事業計画の策定と評価、見直しの仕組みがあるか
- 31-4 策定にあたって、児童の意向や職員の意見、地域の福祉ニーズ等を反映できる仕組みがあるか
- 32-1 閉鎖的環境での保護期間が必要最低限となるよう適切に判断する仕組みがあるか
- 32-2 緊急保護を行うにあたり、子どもへの説明が行われているか
- 33-1 個々の子どもの状態にあわせて、生活全体の場面に生活面のケアを行っているか
- 33-2 日課構成は適切か
- 33-3 一時保護所での生活を通して、徐々に生活習慣が身につくよう支援しているか
- 34-1 レクリエーションプログラム、自由に遊びのできる空間、読書や音楽鑑賞等を楽しむことのできる環境が提供されているか
- 34-2 子どもの年齢を考慮の上、スポーツ活動及び室内遊戯等を計画し、子どもの希望に応じて参加させるよう配慮しているか
- 34-3 必要に応じ、事故防止に留意しつつ、野外活動等を実施することにより、子どもの安定化等に取り組んでいるか
- 35-1 1日3食の食事が提供されているか
- 35-2 食事は衛生が確保されているか
- 35-3 食事アレルギーや個々の子どもの状態等に配慮した食事が提供されているか
- 35-4 おいしく食事をするための配慮がなされているか
- 35-5 食事は、温かい雰囲気の中で提供されているか
- 36-1 衣服の清潔は保たれているか
- 36-2 衣習慣が身につくように支援しているか

- 36-3 発達段階や好みにあわせて子ども自身が選択できるようにしているか
- 36-4 適切な衣服を貸与できるか
- 37-1 就寝・起床時刻は適切か
- 37-2 睡眠環境は適切か
- 38-1 子どもの健康状態が把握されているか
- 38-2 子どもの健康状態により、必要に応じて診察や処置を行っているか
- 39-1 子どもの状況や特性、学力に配慮した教育・学習支援を行っているか
- 40-1 保育所運営指針による保育を基本としているか
- 40-2 発達の個人差、生活環境の差異、経験の差異を考慮した保育が行われているか
- 41-1 子どもの年齢に応じ、家族に対する支援や対応に関して説明を行っているか
- 41-2 子どもに対して行った情報提供や説明の内容について、関係者間で共有されているか
- 41-3 家族との面会等は、子どもの安全と安心、子どもの意思や気持ちを踏まえ総合的に判断されているか
- 42-1 受入時には、多職種によるカンファレンスを行っているか
- 42-2 子どもの問題に応じた治療教育、性教育などの支援を行っているか
- 42-3 一時保護所の子どもの中で、性的問題行動が起きた場合には、適切な対応が行われているか
- 42-4 PTSD症状、訴えがみられた場合は、迅速に児童心理司、医師に報告し、適切な対応を行っているか
- 43-1 他害や自傷行為等の逸脱行為がある又は行う可能性のある場合には、その背景のアセスメントを実施しているか
- 43-2 アセスメントに基づく対応方針に応じたケアが行われているか
- 43-3 他害等の逸脱行動には毅然と対応しているか
- 44-1 無断外出を行う又は行う可能性のある場合には、その背景のアセスメントを実施しているか
- 44-2 無断外出が発生した場合に、その子どもに対して適切な対応を行っているか
- 44-3 無断外出があった場合には、その子ども以外に対しても適切な対応を行っているか
- 45-1 一定の重大事件に係る触法少年と思料される子どもの一時保護にあたっては、必要な手続き、支援体制の確保が行われているか
- 45-2 重大事件の場合には、刺激の少ない部屋で安心させる対応を行っているか
- 45-3 重大事件の場合には、他児との関係に関する配慮を行っているか
- 46-1 身近な親族が亡くなったことを適切な時期に適切な方法で伝えているか
- 46-2 葬儀等に参加させているか
- 46-3 必要によりグリーンケアやモーニングワークを行っているか
- 47-1 受入を行った場合に、必要な支援が行える環境・体制があるか
- 47-2 対応方針に応じたケアが行われているか
- 48-1 受入を行った場合に、必要な支援が行える環境・体制があるか
- 48-2 対応方針に応じたケアが行われているか
- 48-3 障害を有する子どもの受入にあたり、他の子どもに対する障害への理解を深めるなどの取組みがなされているか
- 49-1 受入を行った場合に、必要な支援が行える環境・体制があるか
- 49-2 対応方針に応じたケアが行われているか
- 50-1 無断外出があった場合の対応は明確になっているか

- 50-2 無断外出の未然防止に努めているか
- 51-1 火災等の非常災害に備え、具体的な避難計画を作成しているか
- 51-2 避難訓練を毎月1回以上実施しているか
- 51-3 日頃から、消防署、警察署、病院等の関係機関との連携に努め、緊急事態発生時に迅速、適切な協力が得られるように努めている
- 52-1 感染症の発生を防ぐための対策が講じられているか
- 52-2 感染症が発生した場合の対応が明確になっているか
- 53-1 マニュアル等が作成され、職員全体で共有や確認できる体制があるか
- 53-2 マニュアル等の内容の実効性を高めるための取組みが行われているか
- 53-3 マニュアル等の内容に基づき、実施されていることを確認する仕組みがあるか
- 53-4 マニュアル等の内容について見直し等が行われているか
- 54-1 自己評価が定期的に行われているか
- 54-2 外部評価の仕組みがあり、定期的に行われているか
- 54-3 自己評価や外部評価の結果を踏まえた質の向上のための取組みが行われているか
- 54-4 職員間での共有や職員一体となった取組みが行われるようになっているか
- 55-1 一時保護を行うにあたり、子どもの家庭の状況、心身の状況、性格、成長・発達等の状況を十分に把握できているか
- 55-2 集団生活をさせても問題がないかの確認が行えているか
- 56-1 チームで情報共有しながらアセスメントが行われているか
- 56-2 総合的なアセスメントに基づく個別援助指針（援助方針）が策定されているか
- 57-1 個別援助指針（援助方針）に基づく個別ケアを大前提とした子どもの養育・支援が行われているか
- 58-1 積極的に子どもと関わり、細かなやりとりを通じた子どもへのアセスメントを行っているか
- 58-2 子どもの変化に応じた支援が行われているか
- 58-3 必要以上に長期間の保護が行われていないか
- 59-1 子どもの全生活場面について行動観察を行っているか
- 59-2 子どもの行動観察の結果を記録しているか
- 60-1 職員は、業務引継を適切に行っているか
- 60-2 原則として、週1回は観察会議を実施しているか
- 60-3 観察会議の結果を、判定会議に提出しているか
- 61-1 子どもや保護者の状況等に応じた必要な支援が行われているか
- 61-2 日用品、着替え等を持っていない子どもに対しては、個人として所有できる生活に必要なものを支給又は貸与しているか
- 62-1 子どもにとって心理的に大切な物については、一時保護期間中に子どもが所持できるよう配慮しているか
- 62-2 一時保護期間中、子どもが所持する物については、記名しておく等子どもの退所時に紛失していないよう配慮しているか
- 62-3 所持物の中に麻薬、覚せい剤や危険ドラッグ等がある場合には、直ちに警察に連絡しているか
- 63-1 一時保護の継続判断を行うために、児童相談所等に必要な情報の提供をしているか
- 63-2 一時保護中に得られた子どもに関する情報を適切に引継いでいるか（成育歴、強み・長所、継続的な取組等）



- 64-1 子どもの所有物は、一時保護解除時に返還しているか
- 64-2 子ども以外の者への返還は、適切に行われているか

